



町立百合が丘保育園における個人情報の持ち出し及び漏洩に係る関係職員の処分等について

令和 6 年 9 月 9 日記者発表「町立百合が丘保育園における個人情報の持ち出し及び漏洩について」に係る関係職員の処分等を行いましたので公表いたします。

1 事案の概要

保育士が園児の緊急連絡表の一部を私的にコピーし、自宅へ持ち帰りました。その後、当該コピーの裏面をメモ用紙として使用し、個人的に町立図書館から借りた書籍に挟み込んだまま、そのことを失念し図書館へ返却したものです。

詳細は添付資料【参考：240909【記者発表資料】町立百合が丘保育園における個人情報の持ち出し及び漏洩について】をご参照ください。

2 懲戒処分対象職員

所 属 健康福祉部子育て・健康課
職 名 保育士
年 齢 40 歳代

3 懲戒処分内容 1 箇月間給料 10 分の 1 減給

4 懲戒処分年月日 令和 7 年 3 月 1 日

5 その他の職員

上記の事案について、職員の管理監督をすべき立場にあった管理職職員について、訓告及び文書注意とした。

健康福祉部子育て・健康課 主幹	訓告
健康福祉部子育て・健康担当参事	文書注意
健康福祉部子育て・健康課 子育て支援担当課長	文書注意

問い合わせ先（担当課直通）

総務部総務課 課長 西岡 英明 ☎0463-71-3315

